

公園での「手持ち花火」 使用ルールのお知らせ

これまで金沢市の公園では花火の使用を禁止していましたが、令和8年4月1日から、町会などが主催するイベントにおいて、以下の条件を満たす場合に限り、使用できるようになります。

使用の条件

(1)申請者



(2)実施形態

お祭りや
イベントの
一環として



(3)使用できる花火

手持ち花火に限る



手持ち花火



ロケット花火

(4)時間



日没～
午後9時まで

(5)申請



公園内行為申請書を
提出



打ち上げ花火



爆竹等

安全に楽しむためのルール（許可付帯条件）

①舗装面や グラウンドで！



②水バケツを準備！



③大人2名以上 で立ち会い！ (そのうち1人は消火責任者)



④近隣・消防署へ 周知、報告！



⑤苦情には丁寧 に対応！



⑥ゴミは必ず 持ち帰り！



⑦公園施設を 汚さない！



⑧公園管理者の 指示に従う！



申請先・お問い合わせ

金沢市都市整備局 緑と花の課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL : 076-220-2356 FAX : 076-224-5046